

F. 施策の考え方

1. 施策の基本目標

本計画では、基本理念（将来像）を具現化するための具体的な施策の柱を「施策の基本目標」として掲げ、以下の4項目を設けることにします。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 基本目標 1 | 「ながおかきょう “あい（愛）” コミュニティ」の形成 |
| 基本目標 2 | 福祉・保健・医療のネットワークづくり |
| 基本目標 3 | 住民の生活支援の充実 |
| 基本目標 4 | 地域健康福祉の推進基盤の充実 |

(1) 「ながおかきょう “あい（愛）” コミュニティ」の形成

長岡京市第3次総合計画における「福祉・保健・医療」の主要テーマであり、本計画の基本理念である「だれもが安心して暮らせるまちづくり」とは、社会的な支援を必要としている人を排除することなく地域社会の中に包み込みながら、だれもが地域社会の中で生きがいをもって、自立した生活を営んでいくことができる社会を構築するということです。そのためには、地域の住民が自分たちのまちの魅力や課題、住民が抱えている悩みや困難などの生活課題を共有し、また、これらの課題を解決するために様々な主体が行っているサービスや活動などの情報も共有することで、気軽に、住民どうしが相談し合ったり、励まし合ったり、支援したり、交流したりするとともに、これらの住民どうしの営みに、地域で活躍する様々な組織が自然に関わっていくことができるようなコミュニティを形成することが重要であると考えます。本計画では、このようなコミュニティを「ふれあい、わかりあい、支えあいのコミュニティ」という意味を込めて「ながおかきょう “愛” コミュニティ」と名付けることにします。

本計画では、「ながおかきょう “愛” コミュニティ」の形成に向けて、市民一人ひとりがまちを愛する心、人を愛する心、自分を大切にする心を育てていくことができるよう、地域を知る学習、福祉教育、健康教育などを充実します。また、生活課題を抱えている市民が自らの力で解決していくこうという取り組みへの支援、ボランティア活動を既にしている人・これからしたい人と生活課題を抱えている人とのマッチングなどの支援、地域での支援が困難な場合における全市的な（或いは公的な）支援との連携など、地域での生活を支えるシステムの構築に努めます。さらに、こうした活動をコーディネートできる人材の確保・養成等を図るとともに、地域の活動拠点であり、住民のふれあい・交流の場でもある「(仮称) 地域健康福祉プラットホーム」の設置についても検討します。なお、平常時だけでなく、災害時や緊急時等における地域生活支援のあり方についても検討します。

(2) 福祉・保健・医療のネットワークづくり

本市の地域健康福祉サービスを支える子育て支援施策、在宅サービス、施設サービス、保健・医療サービス、健康づくり等については、高齢者福祉計画（介護保険事業計画）、障害者（児）福祉基本計画、児童育成計画、保健計画など個別計画の改訂に合わせて、本計画の基本理念や基本視点のもと、住民ニーズを踏まえた具体的な目標を設定し、かつ、計画的に評価・見直しを行うとともに、個別計画の改訂時には行政をはじめ、民間事業者、N P O、ボランティア、住民など多元的な主体を考慮したサービス提供体制について検討します。

また、相談業務に関しては「(仮称) 地域健康福祉プラットホーム」の活用を含めて、健康福祉的課題に対する窓口の総合化・ワンストップ化、見えにくい生活課題の掘り起こしなどに取り組むとともに、情報提供に関しては媒体の多様化、特定媒体への情報の一元化などに取り組みます。

さらに、関係機関等のネットワークについては、多様化・複雑化する健康福祉ニーズに対応するため、住民本位の総合的なサービス提供に向けて、従来の個別計画に基づくネットワークの融合化を図ります。

(3) 住民の生活支援の充実

本計画の基本理念である「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を進めるためには、前節で取り上げた在宅サービス、施設サービス、保健・医療サービス、健康づくりなどの施策を充実するだけでなく、自立した地域生活を支えるための環境整備・改善、経済的な基盤への支援方策、生きがいを持った生活を支えるための方策等も必要です。

そこで、交通環境、生活環境、コミュニケーション環境、住環境などの環境整備・改善に当たっては、“設計段階から障壁のないものを構想し、障害のある人々や高齢者等を対象としたものではなく、すべての人々が共通して利用できるようなものや環境を作ることをめざす”というユニバーサルデザインの視点に立って取り組みます。また、働く場づくり、生きがいづくりでは、一人ひとりのニーズ、知識や経験等に応じた施策を開拓するほか、本市の地域性や既存ビジネスのすきまを活かした起業の支援、I Tリテラシーの向上にも取り組みます。

また、今後は、福祉サービスの多くが従来の「措置」による提供から「契約」による提供へと転換されると考えられます。このような契約に基づくサービス提供においては、利用者が選択できるだけの事業者が存在していること、事業者に関する正確な情報が公開されていること、利用者と事業者とが対等な関係で契約できることなどが前提であり、今後は、行政も事業者も利用者主体のサービス提供の実現に向けて取り組む必要があります。また、サービス利用、利用に伴う契約、日常的な金銭管理等が困難な人などについては、その権利を擁護することも必要です。

そのため、市民による事業者選択に真に有用な情報の提供、客観的な評価体制の確立、重層化した苦情相談体制の確立・P Rなどに積極的に取り組むとともに、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の既存制度の利用促進等を図ります。

（4）地域健康福祉の推進基盤の充実

本計画において構築をめざしている「自助－互助－共助－公助による地域生活支援システム」は、従来の行政中心のサービス提供から、行政をはじめ、民間事業者、NPO、ボランティア、住民など多元的な主体によるサービス提供へと変容していくことになります。このため、本市の地域健康福祉をより一層充実するためには、官民のパートナーシップ、協働による健康福祉のまちづくりが必要不可欠です。

そのため、本計画では、地域健康福祉活動への住民参加、住民による地域健康福祉活動への行政支援や行政の参加などについて検討するとともに、取り組んで行きます。特に、本市の地域健康福祉活動の中核的な役割を担う長岡京市社会福祉協議会との関係については、対等な立場での連携を深め、役割分担、情報の共有化などを推進します。また、行政内部においても、官民協働による地域健康福祉の推進に向けた職員の意識改革等を進めるほか、健康福祉の個別分野ごとの推進体制から総合化した推進体制へと発展・統合を図るとともに、健康福祉にかぎらず広く生活課題全般に対応できる推進体制づくりに努めます。さらに、「自助－互助－共助－公助による地域生活支援システム」を地域レベル、全市レベルで重層的に展開したときの全市的推進拠点として、地域健康福祉に関する中核的なセンターの整備を進めます。

2. 施策の体系

本計画における施策の体系は、下図のとおりです。

